

## 第三十四回 参議院社会労働委員会会議録第十四号

昭和三十五年三月十七日(木曜日)午前  
十時二十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 理事 加藤 武徳君  
高野 一夫君 坂本 昭君  
吉武 恵市君 藤田 藤太郎君  
坂本 昭君 鹿島 俊雄君  
藤田 藤太郎君 片岡 文重君  
勝保 稔君 谷口 弥三郎君  
谷口 弥三郎君 徳永 正利君  
竹中 恒夫君 山本 杉君  
村尾 重雄君 森本 澄君  
竹中 恒夫君 片岡 文重君  
内藤 隆君 村尾 重雄君  
厚生大臣官房長 厚生省政務次官  
衛生局長 厚生省公衆衛生局長  
厚生省医務局長 厚生省医務局長  
厚生省医務局長 厚生省医務局長  
事務局次長 増本 利克君  
会専門員 高田 正巳君  
説明員 橋江 重泰君  
特別金融課長 大藏省銀行局  
事務局側

- 社会保障制度に関する調査
- (狂犬病予防対策に関する件)
- 医療金融公庫法案(内閣送付、予備審査)
- 精神薄弱者福祉法案(内閣送付、予備審査)

まず、社会保障制度に関する調査の

一環として、一般厚生行政に関する件を議題といたします。坂本委員から、狂犬病の問題等についての質疑の通告がござりますので、質問をお願いいたします。

○坂本昭君 緊急な点につきましてお尋ねいたしましたいと思います。たとえば

ベスト菌を注射したネズミが研究所の手からのがれて、東京の町の中へ飛び込んできましたとしたときには、一体

どういう事態が起こるか。こういうこ

とは、実は東京都内の大学の研究室の

中には十分に起り得ることであります。

ただ、われわれが知らないでいる

ことであって、起つた場合には、水

爆には及ばないとしても、いわば二十

世紀の戦闘的な事件を起こすだろうと思ふ。先日来、都下の新聞をにぎわし

て、子供三人にかみつけたという、ま

ことに前代未聞の事件が起つて逃げ

た。私はこれについて緊急に、最初に

専門的なことを局長に伺い、さらにまた、厚生省の責任者からも全般的なお答えをいただきたいと思う。そこで、専門的なことにつきまして簡単に御返答をいただきたいと思います。第一は、昭和三十年七月から狂犬病というものは都下には完全に消滅をしております。そういうような状態の中で、いかなる目的のために、いつから何回こういう実験をしておつたのか、まずその点伺います。

○政府委員(尾村偉久君) これは三十

年に狂犬病が都下からなくなりました

事由につきまして、非常に犬に対する

予防注射を励行したためであろうとい

うことでございましたが、しかばね

うことではあるが、その中にい

うことでございましたが、しかばね

うことではあるが、その中にい

うことが認められるようになります。たとえば、動物小屋の管理者というものはだれかはつきりしておらない。もちろん、所長が所全体の施設なりあるいは運営を管理しておるということでございますが、これは所長としての限度でございますので、この研究の危険度のものの保守、管理という点にはそれは手が届かぬ。従つて、そのランクを下げるたそれぞれの管理責任者がいるべきなんだと思いますが、この点は置いてなかつたということが明白でござります。従いまして、こういうような組織を置かなかつたという点について、一つのこれは責任があろうかと思います。それからいま一つは、それにつなしましても、この危険な動物自体を研究に使つておる問には、一番扱っている研究者が専門家であり、また、危険度なりその始末についてのやり方を一番心得えておるわけであります。この方が責任者であるのであります。不幸にいたしまして、十二月末に、それまでこのちょうどその責任者であった獣医衛生科長から、四谷保健所の衛生課長に実は転勤になりました。しかし、これは非常に長年やつておりました研究内容でござりますので、他に譲れないということで、本庁の特例の許可を得まして、この犬の研究部面についてのみ仕事をここでやる、こういうような許可のもとに、実は土曜、日曜通つてきておつたといふわけで、毎日ここに常座しておらならない。もしおれば、これは獣医衛生科が動物小屋を一応中では管理しておりますので、その科長でありますから、當時すぐ前の室にいるわけですが、これがいなくて、土曜、日

曜に来て研究を続けておる。その間に  
えさだけをやる。もちろん、その間に  
は、病毒による発病がいつ起るかと  
いうことで、この発病の観察には適時  
来ておったわけでございますが、一方  
の仕事も持っておりますので、當時  
屋の管理、両面について欠陥がありま  
して、責任者がだれかということは不  
明確で現にあつたと、こういうことは不  
なつております。

○坂本昭君　責任者が不明確であると  
いうそれ自体が、私は責任問題だと思  
うのです。従つて、そういう点で、公  
衆衛生の監督の立場にある行政当局と  
しては、この際は、私は、こういう問  
題をゆるがせにすることとは、こ  
れはもう厚生行政のしめしがつかない  
と思います。ちょうど伝染病——赤痢  
とか、そういうものの予防や行政措  
置を担当している人たちが、ことさら  
に——もちろん誤ってでしようが、  
赤痢菌をばらまいたとするならば、そ  
の責任は普通の場合よりもさらに倍加  
されなければならぬと同じように、  
私はあくまでこの点は、研究休制ある  
いは責任体制に欠陥があるとするなら  
ば、その欠陥そのものの責任をこの際  
追及していただきたいと思うのです。  
特に公衆衛生の見地からいいますと、  
こういう危険な実験、あるいは危険な  
研究や有害物に関係のある研究所、こ  
ういったものの取り締まりの法規がど  
うなつておるか、これはひとしく全国  
民が私は懸念する問題であろうと思ひ  
ます。これは、たとえば、例をあげれ  
ば無数にありますが、当面するものと

場合の事故に対しても、どういうふうな取り締まりが研究機関に対して行なわれておるか。これはきわめて専門的なことを申し上げますので、委員の各位御迷惑かもしれません、イギリスには有名な小説があります。ある自殺をしてしまうとする青年が、研究所からコレラ菌を盗んで、それをポケットに入れ町を徘徊していくこと、こういうおもしろい小説があります。こういうことは、日常もう起り得るのです。今度はたまたま狂犬という犬の形で出たので、新聞も取り上げましたが、目に見えない恰好で、ビールス、あるいはペスト菌、こういったようなものが同じような形で取り扱われておる。従つて、この際、どういうふうな取り締まり法規によって守られておるか、その御説明をいただきたい。同時にまた、今後こういうことがあるとすればどういうふうにしていくかというお考えを伺っておきたい。

物を扱つておりまする研究機関に対する取り締まり、監督といったしましては、官公署に対しましては、これはそれの管理の規定、これに基づきましては、官公署に対しましては、これはその運営細則というようなことになつております。従いまして、こういう危険がかかるないというようなことになります。従いまして、こういう危険がかかるないようにはぜひ必要ではないか。今度のことからがみまして一そぞそくいふことを痛感いたしましたので、

これは十分研究いたしまして、何が規制の形を、これは法律になりますか、あるいはその他の方法でできますか、検討して、この世の中が安心するような方途を講じたいと、こう存しております。なお、とりあえずは、ちょうど今朝九時から地方衛生研究所——今回事件を起こしました東京都立衛生研究所等の地方衛生研究所長会議を招集いたしまして、ただいまここに参りますまでに、この点について非常な厳重な警告とやり方等についての討議をして参りまして、十分注意を喚起しております。なお、そのほかに、研究所としてはもちろん人員の問題、あるいは施設の問題等でそうやりたくてもというような意見もござりますので、この点については監督の責任である地方長官について、ただいま緊急のための通牒を今作成いたしまして、今明日中に出して注意をうながす。なおこの点は、直接の監督権はないにいたしますても、直轄の衛生機関のみならず、それぞの管内にあります類似の衛生研究機関にも指導する。こういうようなことを盛り込みまして現在作つたわけですが、さいますから、きあたりはそういうことによりまして、二度と繰り返さないよう現在できる限りのことをやつております。一方では基本的な監督規制のことを考慮する。かようにいたしたいと存じます。

Digitized by srujanika@gmail.com

○政府委員(尾村偉久君) この点はなんくなつておるときはよく存じませんが、よく調べまして御返事いたしま

○勝俣稔君 ベスト菌の取締規則といふものは非常に厳重なもので、警視庁なんかでもこれを取り扱うことはできませんで、伝研では取り扱うことができるようになつております。いろいろな規則がございまして、その設備がなければできない。われわれも菌を見ることは警視庁の細菌検査所ではなくて、伝研の方からプレペラートをもらつて見せてもらうというようなことをやつておつたのですが、僕はまだその規則が生きているものだと、実はそういうよう思つたので、それならばそういうものに準じて考える必要があるのではないかと、こういうふうに会ったものですから、ちょっと質問した次第でございます。

○政府委員尾村博士  
の問題でございま  
るところでは、都の  
狂犬病については  
難なテーマを扱う  
らしい能力と組織と  
いうふうにお考  
きたい。そう思ひ  
て、都の狂犬病につ  
いては、都の研究所  
には一ヵ所の研究  
所がござります  
が、その能力も高く、  
比較的近い、要するにト  
でございまして、  
全般的に高くする  
ますと、最近のよ  
り、科学衛生検査の量  
して、質的にも量  
ので、全般的に高  
存じますが、地獄  
中では一番トップ  
です。

○坂本昭君  
の衛生研究所、こ  
三十七名おります  
三十九、獣医師十  
百人、確かにトッ  
関だと思う。とこ  
医師が十九名もお  
究であるこの狂犬  
えさをやる、これ  
んです。ところが  
れを臨時の全くの  
ことではこれほど  
いう名に私はら  
う。都の衛研がこ  
す。地方の研究所  
は、もう推して知  
れは国民皆保険と

（岸又君）これは比較的衛生研究所、これは非常にいい業績をあらわすが、こうした困局の、それにふさわしい設備と持っているべきになりますか。

（岸又君）これは比較的設備も最右翼の方にすぐれども、全国の所つづは全部衛生研究所では一番能く、この中では一層能く、従つて、地研として設備も最右翼の方にうに地方庁におけるトップ・クラスのものが増大して参りました。もふえて参りました。として從来きました。・クラスでございま

トップ・クラスの都

ここで職員の数が二百人。  
・医師が七、薬剤師九、その他の技術者ア・クラスの研究機器が、ここで特に勧められて、一番大事な研究について、その大にころが、これはもう実験の一つながら、それをやる人がこころうと、こういうふうに思ふべきで、こちもトップ・クラスがふさわしくないと思ふことか何とか言つたつ

て、とても始まらない。公衆衛生といふものは、国民医療を推進していく大事な要素でありますし、従つて、こういう点で地方の衛生研究所をどういうふうにして強化していくか。都の衛生研究所でさえすでにしかり、地方の衛生研究所をその任務にふさわしいよううに高めていく具体的な方針、どういうお考えをもつておられるか承りたい。

○政府委員(尾村健久君) 地研の強化が非常に必要なのでございますが、それにはやはり地方で今國からの補助金も出ておらない。地方府の責任において経費も県でやつているわけでありますが、これが県によりましてやはり重要性の認識というものの相当の高低がございまして、最近の地研が衛生行政の中では非常に大事な科学的な基礎を与えて行政の裏づけを与えるというものの必要性を増していくのにかかるわらず、必ずしもそのように遇されておらないという点がござりますので、私どもとしてはむろん指導ができる点もございますが、これも限度があるかと思いまして、先般から関係者すなわち地研の管理者ないしは衛生部長等の意見でも、ぜひ保健所のことく地方衛生研究所法というようなものをぜひ用意して、この地研の任務と、まあ権限も担当持つておりますし、それから他の一般研究機関ないしは保健所の研究室等との分担の業務を明確にして、と同時に施設とか、人員とか、あるいは機械等の二かというようなものも一定の最低水準で、そのものを国でむしろ示してもらつて、それによって安心してこの任務を果たしていきたい、こういう声も非常

に強まっておりますので、私の方でも  
一昨年来、これの法案化をいろいろ研究でございまして、それには地研の実態を縮窄に明らかにするということと、  
二度にわたりまして実態調査をやりました。現在第三回目のさらには地研の業務内容と、定員をどうするかとい  
う関係の実態調査を今続行中でございま  
すが、さような形でます法による一  
つの強化策、これはすでにいろいろな  
こういう幾回についてそれぞれ法によ  
って強化策が考えられているものが多  
いものでござりますので、今までざ  
れておらなかつた地研に対し、これ  
も一つせひ考えたいというので、今研  
究中でございます。

たい、かようく存じておるわけでござります。これによりまして、まず基本ができ、さらには、そうは言いまして、も、管理者が管理運営についていかにいい設備の中でも、かぎをあけておいてあります。では何にもならぬ。あるいはボケットの中にうつかりキイを持って帰るといい、いいことがあつては、これは何にもならぬのでござりますから、この点の管理運営については、とくに研究者の方が多いわけなんで、こういうような一般的な行政のふだんの扱いについて、これは十分指導監督しなければならぬ。実は今日も、その点の方に重点を置いた相談をしてよということをきげ申したわけでございます。かようけに考えております。

はもつたいないというわけで、それを割つてしまふ。そういったことが、この東京都の衛生研究所の動物舍の実情を見ても、三重の囲みを破つて出ている。一番最初に鉄のおりを——かぎを私はしていかなかつたと思うのですね、しかし、それにしてもあと二重の、破れるようなちやちな板戸であるというようなこと、こういつたようなことは、ほんとうの実験はできないと思う。国立予防衛生研究所に行きますと、あそこで一番使つているのは小児マヒのワクチンで、ソーサー・ワクチンというやつです。ところが、今日小児マヒのワクチンはソ連などではセーピング・ワクチンの生菌を使つてゐる。去年もソ連の何といいますか、お世話をになつて、八戸の近郊の流行状態を予防したという、まことに科学日本としては恥すべきことが起つりました。ところが、もしソ連から今度ソーサー・ワクチンでなくして、セーピング・ワクチンを送られたらどうするか、検定の設備がないんですよ。日本は何もソ連のまねをして、水爆を作る必要がありません。しかし、小児麻痺のワクチンの検定くらいのまねはできなくちやいかな、ところが、實際予算を見ても生菌ワクチンを検定する場合の予算というふうなことを持っておりません。そうしてまた、それだけのサル等を十分生かしていく冷暖房の装置もできていない。これはまことに私はお粗末過ぎる対応だと思う。これは大臣にかわつて、一体この公衆衛生の基礎といふものは、科学生的な研究ということ、この点を一体十分御認識になつておられるかどうか、内藤次官の一つお考え方をいたただきたい。

○政府委員(内藤隆君) 今回の日本における狂犬の被害があつたという問題は、私は実は新聞見て驚いておつたわけです。ただいま坂本委員と局長との質疑を承っておりますと、仰せごもつともござります。かような点等につきまして、予算的措置が講ぜられてないというようなことも、厚生行政の上から遺憾なことであると率直に認めざるを得ない。ただいま仰せになりまして、将来的公衆衛生というものはあくまでも科学的な立場に立って、そうして研究を続けていかなければならぬということは仰せの通りであります。そして、お題旨に沿うような立場でもつて進みたいと、かように考えておるわけであります。

○坂本昭君 最後に一点、きわめて具体的な問題として、都民は今度の事件について非常な关心を持っております。従つて、その後、狂犬の実験された犬がどういう犬であったか、そしてその後この正体がいつわかるか、さらにはかまれた犠牲の子供三人のうち、ワクチンの注射を受けている子供は三人のようですが、その子供の経過はどういう見通しであるか、それら一般都民の知りたい緊急の問題について、当局の御説明をいただきたい。

○政府委員(尾村健久君) 第一に、犬はかみました当日、直ちに殺しまして、犬の唾液を初め、臍体その他の実験に、試験に供しております。最終的に、試験に供しております。最終的結果が、陽性、陰性的確定いたしまして、動物に植えまして、病毒が唾液にあつたかどうかを植えておりますが、これの結果が、陽性、陰性的確定いたしまして、あと十日ほどでございますけ

れども、きょうから金体で二週間かかることがありますので、約十日目にこれがなかつたとなれば、現実にはかまつても病害は人体には絶対に入らなかつたといふ確証が上がるわけあります。これが最終の一一番の一〇〇%確実な、安全だという日でございます。それから三人がまられまして、十五才の一番年上の子はズボンの上からかまられましたが、詳細に臨床家が皮膚その他を検査いたしましたが、これには傷の口も、唾液も達しておらないということが判明いたしましたして、これは全然可能性がないということで予防注射を始めなかつた、これは確実に大丈夫だった。あのの十才と三才の二名でございますが、これはそれぞれ皮膚に傷がありまして、入ったという見込みで予防注射を繰り行中でございまして、現在のところ傷目も、これは非常に軽微でございまして、よく狂犬の病毒の入る可能性のあった過去の経験のようでございますが、そういう場合の傷の経過とは全然違つて、非常に軽微であるということことで、たぶんもう一、二日の観測によつては、臨床的にはこれは入らなかつたという確証が言えるであろうかということで権威者の方がやつておられますから、もう予防注射もやめてもいいんじゃないかというようなことに現在なりつつあります。さような意味で多分今のところでは一〇〇%とは言えませぬが、咬傷を受けました人間の方の被害は、これは傷だけで、狂犬病としては発生しないで済むという確率がほとんど一〇〇%近く高いという状況になつております。この点はまずまず安心、ただ心配なのは犬が殺されるまでの七、八時間の間と推定されます

が、五百メートル歩行中に他の犬をどうかんでおるかということですで、すでに野犬を、あの約一里平方の間で五百頭つかまえて抑留いたしまして、ふだんの野犬の見込み数から見ますと、むしろよそから入ってきたものまで全部やってしまったらしい数になるそうですが、そのほかにもらん全頭注射は、あそこにある保健所管内だけ四千頭の拘留犬があるわけでござります。これに対しては十月以降に全頭第二期の注射を終わつたわけでござります。さらに心配そうなところを無理様による臨時の予防接種を今続行中でござります。すでにあの近辺の二百八十九ヶ頭には予防注射を終わっておりますので、まずまず大丈夫であろうというふうに適切な発表を続ける、こういうふうに適切にいたしております。

所の人たちを呼び集めておられることがあります。この研究に対する良心は法以上にあります。法律によって締めることであります。法律によって締めることは、研究者はきわめて良心的なものではありません。法律によって締めることは、研究者たちに對して、適切な一つ指導を實施していただきたい。ただ、最後に申し上げたいことは、責任はあくまで追及するに申しましても、私はこの研究をやめよということをわれわれは言つておるのでは決してありません。幸いにして狂犬病はなくなつてきておる。なくなつてきていますが、この病菌のビールスの種子を保存して、そしてこれを研究していくという任務は、ごく少数の狂犬病の特殊な研究者にとって大事な任務である。やはりそういうことをする人がおらないと、いさといさうときの公衆衛生の実際が行なわれない。政治家というものは、これは幾らかあるがまがおらぬ、一朝一夕にしてできるものではない。従つて、私はそういう点で、あくまで責任を負及していただきたいが、研究者を大事にすることに対する点、その特殊な技術を保存し、これを守るという点について五感の質問を終わりたいと思います。

はつきりしないとか、責任者がいるよ  
うな、いないようなお詫なんですが、  
いなければ別として、はつきりとし  
た責任者がいた場合、これに対して処  
罰する方法が、はつきりした刑事詫み  
たような処罰する方法がないようなお  
詫なんだけれども、刑法その他何かあ  
りませんか。

それからもう一つは自分の飼い犬が  
狂犬病になって、そうして近所の犬をか  
んだ、あるいは子供をかんだ、そうち  
いうような場合には、その飼い犬の飼い  
主には何も責任がないのか、また、そ  
れを処罰する法律的のよりどころはな  
いのかどうか、こういうことは狂犬病  
予防法のほかに適用するはつきりした  
法律がないのか、特に刑法関係なんか  
でそういうのを適用できるような条文  
がないのかどうか、それを一つ伺って  
おきたい。

○政府委員(尾村偉久君) 今回の事件に  
につきまして、その失態に対する責任者  
者がきまりますと、今回の場合は都庁で  
ござりますので、都の公務員としての  
行政罰というものは加えられる、その  
ほかに今新聞にも出ておりますよう  
に、直接の特定の病害をやつたための  
法律に基づく罰等はございませんが、  
一般の傷害ないしは死ねば致死、それ  
も業務上ならば業務上というように、  
これは一般的の問題としてございます。  
それによりまして、今いろいろと捜査  
が進行中でございます。

それから一般的の家庭で飼つております  
すだが、万一狂犬病になつた場合の処  
置につきましては、これは狂犬予防法  
の方にも罰則もついておりまして、こ  
れの拘留命令、それに對する違反、ま  
るいは犬がかんだ場合は、その傷害に

○山本君 坂本先生がいろいろ御質問になつたので、あとは蛇足でござりますが、さつき都民の関心というよりは、な点からの御質問がございましたが、それでもう一点だけさせていただきたいんです、それは狂犬病の予防注射をしますと、コルサコフ病ですかといふことを非常に心配する向きがござりますが、はたして狂犬病でなかつたなら、注射しなかつた方がいいんじやないか、さつくにお手当があつたと馬鹿いますけれども、これに対してもうふうにお考えでございますか。

○政府委員(尾村偉久君) これは狂犬病の人間用の予防注射は、大体これまでからやるものでございます。過去に約十九回、現在十一回の精製物ができて参りましてよくなつております。過去にはこれによります副作用として、あるペーセンテージで中枢神経の麻痺を起こす、ひどい場合には一生廢人になるというような副作用を起こしたもの相当事例がございまして、おそれられておるわけでございます。従いまして、もちろん疑いがない方に、一般的な予防注射として軽々にやるべきではない、しかし、過去よりは最近の予防ワクチンの精製、あるいはその性能から見まして、非常に副作用は少なくなっている、こういうことになつておりますので、前のような危険はないと思いますが、従いまして、今の臨床の専門家、それから今検査結果それを

○山本杉君 こういうふうな事故が相  
ることということは、これは今度のことな  
れば、早くそいつは中斷するにしきは  
ない、かよう存じております。  
本では科学の研究が非常に進歩してい  
るのでござりますけれども、これに対  
して国民の生活の中にあるレベルが大  
いとか、あるいは公衆衛生、今御指摘  
になりましたいろいろな面で、公衆衛  
生の面でもまだ行き届かないところが  
たくさんあると思いますけれども、そ  
れについて三十五年度の予算をおとり  
になるときに、動物の実験の予算、こ  
れが削られてしまう。さつき坂本さ  
もおつしやったように、国立予研へを  
りましたときに、中村所長に、私が上  
へん動物舎が貧弱だということを申  
上げたら、予算がとれないのに悩んで  
いるということをございます。国立予  
研をおふやしになるお考えがありますか  
どうか、一つお聞かせ願いたい。

やはり二年間で済ますように、第二回である三十六年度予算は、当初の総額がこの年次で終わるよう、十分取扱規定等を設けるということをやる方がせひ要るのではないか、かよう思つておられます。さよう努めました。それから地方に対しましては国の割合予算でないのと、とるとすれば、やはり先ほど申し上げましたように、研究法等の法の整備をいたしまして、補助規定等を設けるということをやる方がせひ要るのではないか、かよう思つておられます。

○藤田藤太郎君 都会の中では野犬いうのは漸に少ないのでね。それいなかへ行きますと、野犬といふものがよく歩くわけです。それがどうも近数が多くなつたか、めんどうを見人が少くなつたというか、そういうのが管理をしないと、すぐそういう狂性というものが生まれてきて、そういう中から不衛生というか、そういうところから狂犬の問題が出てくる。だら野犬を徹底的に撲滅するとしても嗜好で犬を飼うですから、どの程度嗜好を制限するかということはむかしい問題であると思うけれども、いう点は保健所が人を雇つてそしらせておられると思うがその点うまくかないようですが、どういう措置とつておられるか、この際お聞きしおきたい。

○政府委員(尾村偉久君) この野犬増加につきましては、これは捕獲し全部抑留し、さらにみんな殺してしまつて有用に使つておるのでございまが、これを励行することと、それら野犬の発生の原因をよほど指導しきればいかぬのですが、これはむず

ま 次 獲 直 や 地 と が 最 の い て ま か な か ま し て い う ふ う に 厳 重 に し て お り ま す が 、 妊 娠 い た し ま して た く さ ん 子 供 を 産 ん で し ま い ま す と 、 子 供 の う ち に 知 ら め 所 に 適 当 に 捨 て ら れ て し ま う 、 こ れ が み ん な 腹 犬 に な っ て し ま う 、 こ れ が 年々 次々 と 跡 を 断 た ず に 、 大 体 全 国 で 推 定 畜 犬 二 百 五 十 万 頭 に 対 し ま し て 、 い ろ い ろ サ ン プ ル 調 査 で 百 万 頭 腹 犬 が い る 、 每 年 十 万 頭 は 一 生 縱 命 努 力 い た し ま し て 捕 犯 し て こ れ を 殺 し て お る わ け で あ り ま す 、 ま だ 、 翌 年 に は 戻 つ て し ま う 、 す な わ ち 人 体 推 定 から 見 ま す と 、 二 百 五 十 万 頭 の 犬 が お り ま す と 、 夫 妻 の 成 犬 か ら 出 る も の の 数 か ら 見 ま す と 、 六 十 万 頭 殺 し た の で は 、 ま た そ れ が 捨 て ら れ た こ と を 想 定 い た し ま す と ま た 噴 ま っ し ま う 、 で す か ら 、 も う 次々 と 年 ジ ゆ う 捨 て ら れ た も の を ど ん ど ん 発 見 し て 抑 留 、 撲 犬 、 薬 犬 、 こ れ の 勵 行 以 外 に 手 は な い の で あ り ま す 、 一 般 に は ま た 潜 大 家 の 良 識 を P R し て 、 捨 て る な ら ば 、 届 け 出 て 、 最 初 か ら 腹 犬 に し な い で 、 抑 留 所 に 持 つ て き て も ら う 、 そ こ で 始 末 し て し ま う 、 こ の 腹 犬 が つ き ま す と 非 常 に い い 、 そ う い う ふ う に せ ひ 勵 行 し て も ら う よ う に 指 導 し た い と 思 い ま す 。

○委員長(加藤武徳君) それでは次に、医療金融公庫法案を議題といたします。

前々回の当委員会で資料の要求があつたわけですが、ただいまお手元に、貸付対象の範囲、貸付条件、病院、診療所、薬局及び助産所の標準建設費、それから分厚い資料といいたしまして、病院の要整備ベッド数の調査、その他の資料が出ておりますが、まだ若干残つておるものもあるようでありますから、残つておるものにつきましては、早急に整備提出願うよう 厚生省に申し入れをいたしております。

それでは本法案の審議に入りたいと思いますが、竹中委員から質疑の通告がござります。御質疑をお願いいたします。

○竹中恒夫君 医療金融公庫法案に關  
連いたしまして、実は基本的に医療機  
関の整備対策ということについて、本  
來なれば厚生大臣に所見を承りたいと  
思うわけなんですが、衆議院の方に  
行つておられるそうですから、次官に  
かわってお答えを願いたいと思いま  
す。

いよいよ国民皆保険が実施されることに相なつて参りますと、当然医療機関の整備分布状況というようなことは國の責任においてなきなければならぬと私は思う。國民から保険料を取つておる限りは、医療の利用ということに對しましてはきわめて効率的なものでなければ保険料を取ること自身おかしいと思う。そこでそれを前提としてお尋ねするわけなんですが、医療機関に対しましては、從来公的な医療機関には國の責任で相当額の金をお

出しになり、あるいは貸し付けるというような方法でもって助成されて参られたわけであります。これは当然けつ

こうなことであるわけなんですか、その結果を見ますというと、都会集中といいますか、あるいは採算ということことを考えあわせまして、あるいは人は日の少ない所では利用も少なかろうというような意味もあつたのじゃなかろうか。とにかく採算に乗るところの条件下さいにおいてやつておられるわけであります。一方、私の医療機関に対しましては何らの助成なり援助の方法はなかつた、今度金融公庫というさせやかなかつたものができようとしておりますが、

国民皆保険を実施する場合において、  
私的医療機関に対する援助、助成策と  
いうものはこの程度のものではたして  
いいかどうかという点についての御説

明を伺いたい、かのように思うわけであります。

○竹中恒夫君 もちろんこの金融公庫の法案の内容くらいは皆保険に対する機関整備上の対策としては満足じやないというお答えは当然だろうと思います。

そこでそれを前提にしてお聞きするのですが、無医村地区対策ということにつきまして、ただいま配付された資料によりましても、貸付対象の中にもあるわけでございますが、やはり貸付対象としては過剰でないところに新規

を認めるという建前で、大体これは当然そうあるわけだと思うのであります  
が、ただ無医村地区対策として、重点

的にそういう考え方のものとにこれを発見されたのじや医療金融公庫法の目的的なものに沿わないと思います。無医村対策というものは政府がもつと別個に考えなければならない、もつと本腰をもって、十億、二十億の出資金ではなくて、もっと別個に無医村対策は考えなければならない。その理由は、無医は地区というのは採算に合わないのだなから、わずかな資金を貸し付けるといふことによつて解決するのじやない、結局、永久に赤字というものを覚悟して

やらなければならぬと思ひます。うすると、公的なもので無医村の解消をするということになれば私はいよいよと思う。しかし、それがまだそろ

いう制度がないとすれば、あるいはまたまそういう地区に篤志家があつて開業するという希望があれば、そのために金を貸すということは当然いいことなんですが、そういう点について無条件で村対策ということについては一体基準的にはどういうように考えておられるのかお聞きしたい。

○政府委員(内藤龍君) 詳細なことは事務からお答えいたしますが、要するに、医療金融公庫は採算のとれぬというと少し語弊があるかもしれません。採算のとれないような医療村、僻地の所へは貸付の対象としては、小困難じやないかと、かように考えます。

に貸しても償還不可能なんですね。そういうこともあるからそういう僻地に機関が必要だということはわかるが、

この医療金融公庫から借すということは適当でないと、こう解釈していいですね、それでいいんですね。

○政府委員(内藤隆君) はあ。

○政府委員(川上六馬君) 今、次官だけおっしゃいましたように、むろん探討のとれないところにはおそらく金融の中申し出がないと思いますが、ただ御参考までにちょっと述べておきたいのは、二十七ページに、今差し上げました「医療金融公庫法案参考資料」として、一番分の厚い資料でございまして、そつと二二〇

が、その二十七ヘルシに無医地区  
歯科医地区の数の調べが出ておりま  
が、その中に無医地区の第三種、そ  
から無歯科医地区の第三種という項が

ございまして、それから無医地区の方は百十二、それから無医地区の方は四百十八という数を出しておりますが、この第三種のこの分は、この下の（注）に書いておりますように、まあ作れば経営が可能ではないかというような認められるところがあるわけです。こういうところは、あるいは資金を特

融資をすれば申し込みがあるかとも思  
うわけです。考えればその程度のこと  
だろうというふうな今考えを持つてな  
ります。

○坂本昭君 無医村、無歯科医地図を  
説明は違っているのじゃないですか。  
プリントはこれでいいのですか。

○政府委員(川上六馬君) そうですか……。

○坂本昭君 この前の局長の説明と違  
うわけです。これでいいのですか。

○政府委員(川上六馬君) この前申し

ましたのは、この前第一種の中の二三十七を國がやつておるというよう申し上げたようになりますが。  
（反）是吉 二三七二

○坂本昭君(一七三二年)　二百三十九  
○政府委員(川上六馬君)　二百三十九  
ですが、國庫補助をやつております  
がこの六百五十六の中で……。  
○藤田藤太郎君　國庫補助によるの  
これは第二種ですか、三百三十七。  
これは第二種ですか、三百三十七。  
○政府委員(川上六馬君)　二百三十九  
要は、貸付対象に対する考え方は  
かたわけなんですが、私が特に最  
に成り上げてこなは、西三村  
○竹中恒夫君　ただいまの御答弁で  
れしているわけです。

に取り上げましたことは、無闇政策、無闇科医地区対策を根本的に一至急に立案をしてやつていただきたい。国民皆保険で保険料をとった限

はどうしてもそこまで踏み切ってや  
ていだきません」というと、皆保険  
名も実も整わないという点が一つと  
それから無医村対策は融資のみでは  
決しないのである。ましてこの資金  
の上からいうことは困難であるとい  
ふことと、それからそういう地区に篤  
家があつて開業する場合には当然出

れることはけっこうなんですが、優  
的に無医村地区に貸すというような  
え方であっては私は困ると思うので  
そういう意味合い等を、三点を含め  
実は御質問申し上げたのですから、  
来これを運営するにあたって中央で  
議会等ができる、あるいは中央にお  
て取り扱うときにはそういう方法が  
映するような政令なり何なりの態様  
私どもも努力していきたいと、こう  
う気持を持っているわけなんです。  
そこでその次にお尋ねいたします

が、これは法文上の解釈なのであるいは局長さんないし次長さんでもけつこうなんですが、第一条の目的的末項に「一般的の金融機関が融通すること」を困難とするものを融通することを目的とする」となっておりますね、これは他の金融公庫法にもうたつてある例もあるわけなんですが、一応この機会に明確にこの解釈をつけておきたいと思う。一般的の金融機関が融資することが困難な場合というわけなんですが、医療機関のような長期低金利というような意味合いを意味しておるのか、何かほかにも解釈が成り立つか、一応伺いたい。

○政府委員(黒木利克君) 第一条の「一般の金融機関が融通すること」を困難とするものを融通する」というのは、補足的と申しますか、一般的の金融機関も医療機関に対して融資の道は開けておるわけですから、それでは長期かつ低利の資金を必要とする場合に應ぜられないというような事態が予想されますので、それを補足的に対象にする、こういう意味でござります。

○竹中恒夫君 そうしますと、一般といふのは通常の銀行等のことをいうのでしょうか、この附則の二十五か六に中小企業金融公庫との関係がうたつてありまするが、中小企業金融公庫等に対しましてもそれ以上の条件を考えるという意味があるのでしょうか、やはり中小企業と同じような条件でという意味なんでしょうか。

○政府委員(黒木利克君) 一般というの、一般的の市中銀行という意味に解しております。

○竹中恒夫君 そういたしますと、一般的の金融機関で融資困難な場合

あるわけなんですが、中小企業金融の方は将来は貸出を中止するような考え方がありますが、一般的の通常銀行に対しましてはそういうことは考えておらないわけですか、その点はどうなんですか。この医療金融公庫法ができる限りは一般の銀行からも借りないようを持っていただきたいという御意向なんでしょうか、貸付状況ももちろん違いますから、借りる方は有利にこちらは借りると思いますが、個人としてはこちらで一ぱいである場合は、通常銀行からも借りたいという事態が私は将来出てくると思うのですが、そういう点はどうお考えですか。

○政府委員(黒木利克君) これはお手元に差し上げてあります一冊当初の資料でございますが、私設医療機関の設備資金に対する現在の融資の状況といふので中小企業金融公庫と国民金融公庫の件数と金額が出てござりますが、当初の要求ではこの程度のものではなくとも確保したいということでお医療金融公庫で一元的に融資をやりたいたいということで要求したのでござりますが、いろいろな関係で、政府山脊会議を預金部資金の二十億を三十億で当初はスタートするということになったのでござります。なお、将来の計画については、大蔵省に差し出した計画はございますが、ついに将来的の計画についてまでの話し合いができませんで、根本のこととは今後需要等を見てみまして、再検討するということになつております。

○竹中恒夫君 ただいまの御答弁、本邦たとしてはあるいはそういうようぢやない態度に出なきやならないのかもわかりませんが、当委員会としては、それ迄はこれの審議ができないのです。やはり明年はどうなるんだ、長期的に十年位先はどうだという一應見通しをつけて審議しなければ、ただ大蔵省と厚生省との共管であるからとか、あるいは明るい予算、今後の折衝上の問題がまだあるとかというような、あなたの方だけの立場で、ペールをかぶせて審議しないといふ言われるんでは困る。どうしてもあなたの方で御迷惑であれば、あらためて委員長にお願い申し上げて、共管であります。

円借りているんですから、こういう医  
金融公庫というような、非常に私設  
機関助成の考え方で融資するとな  
れば、最初から百億、二百億とな  
うもつと上回った資金をもって計画  
なきやいかぬと思うのですが、そういう点は  
うことを要求なさることによつて、  
いは十億が二十億になつたんじや  
いかと思いますが、要求技術の拙劣  
いっては失礼ですが、そういう点は  
なは遺憾に思うのですが、そういう  
点はどうなんでしょうか。

○政府委員(黒木利克君) 一応医療  
関の需要の資金量の推定はいたしました  
でありますか、それに基づいて大蔵省  
に予算を要求したのでござりますけれども、国民金融公庫なり中小企業金  
公庫との関係がはつきりいたしませ  
ので、從来厚生省で大蔵省に差し出  
ました計画を再検討するにしても、医  
の問題の方向がきまりませんと、医  
金融公庫だけで一元的にやるとい  
うがきりますと、一応大蔵省に出  
ました案で御参考になると思ひます  
れども、しかし、そのうちで国民民  
公庫、医療金融公庫の負担してもら  
割合といふようなものが、あるいは  
それがいつ一体どういう格好で方針が  
まるかわかりませんので、全体の金  
公庫の資金の計画が実はできかねて  
るという状況でございます。

○竹中恒夫君 その次は十八条、業  
の範囲の中でお聞きしたいのですが  
前回、民法第三十四条の御説明をい  
だいたわけでございます。「民法第  
十四条の規定により設立した法人」  
いうものは、明確にわかつたわけな  
ですが、その法人は、おおむね一般  
私設医療機関のような貧弱なと申

すか、弱いものじやないと思うのですが、中身はそんなものもあるかもわからりませんが、少なくとも宗教法人にいたしましても、その他の学界方面の法人でござりますが、これに該当する法人といふものは、私は相当私設医療機関よりも強いものがあるうと思うのです。中には例外もありますから、その例外的なものをとやかく言うわけじやございませんが、こういうようにお書きになるというと、一般私設医療機関と同列な権利なり借り入れができる立場を与えることになる、これが運用の面では相當に配慮しなければ、現在の資金量からいいますと、こいういう法人にまで手を差し伸べるほどの私は資金力でないと思う。そういう点についての趣用上のお考えを私はお聞きしたいのです。

には違ひありませんが、共同施設といふものは、町のお医者さんが共同で施設を作るということである、あくまでも。社団法人の医師会が作るという意味の共同施設とは、私は違うと思う。そういう医師会の共同施設を作ろうとすれば、決して財的に貧弱な団体ではございませんので、医療金融公庫の目的を私は逸脱すると思う。別途の意味で考えるということならばわかりますかが、三十四条に医師会、歯科医師会を対象に入れるために、そういうたったの御意見もあられましょが、十二分だというようなただいまの御説明であれば、これは全然私は削除すべきだろうと思います。これは他の委員の方々の御意見もあられましょが、十二分に再考をお願いしたいと思います。決してそういう意味の三十四条に、私は解釈しておりません。いかがですか。

くはやけてきたわけなんですけれども、私はあくまでもこの法案というもの、無医村対策ならいが、無医村対策でもなければ、あるいはまた、そういう相当財的にゆとりのある民法三、十四条によるところの法人に貸し付ける資金でもない。ただあくまでも過剰なところには新設は認めないということであって、今のそういう過剰な都市における私的医療機関の助成として、増改築あるいは機械器具の改造あるいは薬局等の整備、改築等に使うのであって——無医村の方に重点的にあるいは優先的に持っていくとか、あるいはこの三十四条によつて両医師会あたりが、医師会の責任において金を借りてするということに対しても、それは本法の目的とは全然逸脱しているのです。ですから、そういう点は厳に私はお考へ頗ったが、かように思うつづけ

いる今日、いきなり飛躍的にやるといふことは考え方としてはいいのだが、現実的な行き方としては当然私は見合はずべきである、かように考えておるわけなんです。その点は先日予算委員会で大蔵大臣に直接私は質問したのですが、大蔵省の方としてはもともとだ、今わざか合計三十億くらいの金では、そこまでは実は考えて自分らはおらないのだ、しかし、法の建前としては、そういうように、将来はできるというような考え方があるからどうとう意味で私も賛成したのだ、従つて、政令等においては、そういう面は厳に運用を誤らないように自分の方も考えらるし、あなたの方の方でも、つまりこの当委員会としてもよく考えていていたべきです。これには次に、なんでもう少しありますが、あなたの方の御命令で、もう三十四条の申しまして、これはあなたの方の方でも、つまりこの上からおきます。

すということが、私は医療行政  
らいって間違っていると思う。  
しお医者さんに余裕があれば  
が、今日の状態であればむし  
いうものは、どうしても医療上  
あれば、東京の各区なら各区  
なり、とにかく公共団体の力に  
ヘルス・センターを私は作る  
くらいの意欲がなければ皆保険  
上がるぬ、これは直接金融公庫  
関係ございませんが、共同施設  
る私の見解を述べると同時に、  
ともちよと申し上げておくわ  
。十九条の金融委託機関の問題  
すが、前回、この委員会で配付  
ました、受託金融機関の基準、  
プリントされておりますが、今  
したこういうようなことを考え  
いるつかよしですか。

所の形の共同検査施設を作りたいといふ御意向もありまして、医師会はたまたま民法上の社団法人になつておりますから、実はこの規定を説いたような次第でございます。

○竹中恒夫君　そういたしまするといふと、なんですか、医師会立の共同施設にも、金を貸すというのですか。

○政府委員(黒木利克君)　この規定の「民法第三十四条の規定により設立した法人」がもし希望するならば、貸付の対象になることが可能でございますから、医師会という社団法人が対象にこれではなるわけであります。

○竹中恒夫君　私どもはそつては解釈しておらないのですが、これはあくまで民法三十四条の團体といふもの解説が、もちろんそういう該当した法人

融公庫法なりあるいは中小企業金融公庫法で対象にしているこういう法人があるのでございますが、中小企業金融公庫法で貸付の対象にしている法人がこの附則の規定によりまして、将来あらざることになりますと、こういうものは中小企業金融公庫法の対象から除外されるわけでありますから、それをやはりこれが引き継がざるを得ないという事情もあるのでございます。そこで、中小企業金融公庫法の第二条に掲げられました「医業を主たる事業とする法人」というものを、どの程度この医療金融公庫法で引き継ぐかという問題があるのであります。では「民法第三十四条の規定により設立した法人」までを対象にいたしましたわけでございます。

○竹中恒夫君 続いて、今山ました共同の臨床上の検査場あるいは試験場等を作るという問題、その問題について私は疑惑を持っておるので。それは資金量の面からの疑惑なんです。先ほど申しました三十四条適用は本法の目的からいって違うからいかぬというのです。今度の町のお医者さんが共同で、個人では資金が足りないから、高度な、いろいろな重要な検査試験器具を使つて、個人ではできないが、十人なら十人、かりに二十人なら二十人でできるといふものを、そのグループのまん中にセンターを置いて作るといふことが私は非常にいいことだと思うのです。それには十億の出資金の今の資金量ではとても困難である、すでに七十億円からの私の医療機関が金を使って

○政府委員(川上六馬君) 共同施設も省だけが、大  
文句なしにこれを貸すのだと言われた  
のでは、とても私は運営ができないの  
です。

○政府委員(川上六馬君) 今お話のように、運営としては竹中委  
員もけつこうだというお話でございま  
す。ただ、資金量の面でもそういうも  
のにあまりたくさん貸し付けることは  
どうかという御意図のようでございま  
した。その点は一つ融資の面で、資金  
量等の面であまりアンバランスになら  
ないようやつていただきたいということ  
を考えております。

○竹中恒夫君 どうかそういうように  
お考え願いたいと思います。ただし、  
大体見ますと、今の低單価でもつ  
て、そういう進んだ高度な検査機関  
を、個人の責任でもつて、共同である  
店と、いふべきと考へておる。

**委員(黒木利克君)** これは厚生省の今のところ考え方でございますが、厚生省なり、あるいは公庫の理事でありまして具体化するわけでござりますけれども、一応厚生省の希望をやはり第一に考える、しかしながら金額がわざかでござりますから率的な運営をしなければならぬためにはたくさんの金融機関をしますと、能率的でござりますので、できるだけ数はしほりたところで需要者の便宜と能率的な運うこととで、この程度のことで少しある基準をきめたいというようなあります。

す。それには十億の出資金の今の資金量ではとても困難である、すでに七十億円からの私的医療機関が金を使って

大体見ますと、今の低単価でもつて、そういう進んだ高度な検査機関を、個人の責任でもって、共同である

○竹中恒夫君 そうしますと、その基準の中の第二の「県内の各地域に代理店」と書いてありますが、代理店とい





ろ問題もあるうかと思ひますから、先ほど申ました程度の大体の考え方は現在作業いたしております。  
○竹中恒夫君 業種別—— 医師、歯科医師、薬剤師、産婆さんですか、そういうような業種別のことは一応考えられない方が私はいいと思うのですが、しないで考えれば、その実績を参考になさった方がいいと思うのです。  
それからもう一つは、業種別でなしに、目的別といいますか、地域別といいますか、辺縁な地域には、この十億の大体三分の一出そうとか、あるいは過剰地区の増収策はこの程度出そう、あるいは機械器具の方はこうだとか、共同施設はこうだとか、あまりに細分のこと今まで、わずかな資金でスタートする場合には、そういうことでなしに、必要度に応じて、早く申し込むのは結局必要度が高いわけですから、初めの二、三年はあまり窮屈な考え方をせずに自然の姿が出てくることをもつと把握して、将来を立てるということをあまり基準でものを考えてやられるべし。さよう思ひます。私の質問はこれまで終わりります。

○委員長(加藤武徳君) それでは、午前に引き継いで会議を開きます。

○委員長(加藤武徳君) それでは、午前に引き続いて会議を開きます。  
引き続き、医療金融公庫法案の質疑を行ないます。質疑の御希望の方は御発言を願います。  
なお、厚生省からは、午前中通り、内藤政務次官、川上医務局長、黒木医務局次長が出席をいたしておりますし、大蔵省からは、石野銀行局長がやむを得ない会議のため、ただいま銀行局の磯江特別金融課長が出席をいたしております。  
○藤田藤太郎君 午前中質疑をやつたのですが、この金融公庫の実際の金の貸し出し、大蔵省としては、どういうことにしておるか、お聞きしたいのです。というのは、六分五厘という君子で貸すというのです。今、中小企業金融公庫なんかの例を見ると、非常に残念なので、ああいうことになつたら大へんだと私は思つてゐるわけです。たとえばこれが整理した場合、大蔵省としては、資金の貸し出しの利子とか、その手数料とか、そういう関係は、どういう工合に立てておられですか。  
○説明員(磯江重登君) 医療金融公庫が貸し出します資金は、内容といまましてはいろいろあるわけだと思いますが、貸し出しの金利につきましては、ものによりまして違つてくるというようなこともあるかと思います。ただ、そもそも医療公庫を設置いたしました趣旨が、長期低利の資金を私的医療機関に融通するようになります。それでござりますので、その主体となる貸付、たとえば病院の新設のための建物建設資金というようなものにつき

○藤田藤太郎君 本来、金融は大蔵省の管轄だと思うので、この前銀行局長に来てもらって、水害のときでしたか、中小企業の金融の貸し出しのとき、そういう実例があつた、中小企業金融公庫で千二百億貸し出したうち、千億までが市中銀行の委託貸し出し、それが九分三厘ですけれども、事実は一割八分、二割というような格好で貸しておる。結局政府が零細に積み立てられた投資資金を銀行に入れて、それで金融機関を政府が育てているというようですが、だから この医療金融公

金利で貸すというようなことは頭に置いておるわけでございますが、個々の間に最終的に結論を得ていない状況でございます。で、これらの点の具体的な点につきましては、医療公庫の設立準備過程におきましては、また設立し、業務を開始いたしますまでには、もちろん決定いたすわけでござりますが、具体的な内容につきましては、公庫の業務方法書において公庫がきめまして、これについて主務大臣の認可を受けることに相なりますので、その段階において最終的にきめたい。しかし公庫としましては、公庫の設立の趣旨に十分沿つたようきめたいし、また運営につきましても、そのような点につきましても十分大蔵省といたしましても留意せしめたい、かように考えております。

○藤田藤太郎君 本來、金融は大蔵省の管轄だと思うので、この前銀行局長に来てもらって、水害のときでしたか、中小企業の金融の貸し出しのとき、そういう実例があつた、中小企業金融公庫で千二百億貸し出したうち、千億までが市中銀行の委託貸し出し、それが九分三厘ですけれども、事実は一割八分、二割というような格好で貸しておる。結局政府が零細に積み立てられた投資資金を銀行に入れて、それで金融機関を政府が育てているというようですが、だから この医療金融公

庫も、委託貸し出しということになると、わけですね、支店、支所を全部置くわけではないのだから。私が心配するのには、同じような現象が出てきやしないか、六分五厘といつてみても、実際にお医者さんが借りるのは、八分も一割も、一割二分も金利を払わなければ、実際の金は、割り当てられたけれども借り入れられない、そういうことになればせぬかと心配をしておる、だからこれはどうするか。

いは直接等、それらの点につきましては十分指導監督はいたしておりますがございまして、特に医療公庫につきましては、一般の中小企業金融公庫等から出ます資金に比べまして低利という要請が強いわけでございますから、そういった弊害が戦にならのように十分監督いたし、また公庫設立の上は、公庫当事者としても、それらの点につきまして十分指導し、そういった弊害の絶対起こらないように留意いたしたいと考えておる次第でござります。

○藤田藤太郎君　だから精神に沿つて、低利長期の金融債で貸す趣旨を市中銀行がよく休してやつてもらいたい。そう指導監督すると言つけれども、六分五厘だったものが、八分で一定要するに市中銀行がその趣旨に沿つてやるといえどもそれまでのことです。私のお尋ねしたいことは、六分五厘で表示したら……担保条件が成立しなければ貸さぬのだから、そうでしよう。金融機関はどこでもそうですよ。中小企業金融公庫でもどこでも、担保条件が明確にならなければ貸さぬ。貸さんでおつてそういうことをやつておる。これも同じように担保をとつて金を貸す。それで、まだ市中銀行がそろばん勘定で、回り回れば、これが、六分五厘が一割になり、二割になるほど負担になるようなことでは、話にならぬ。だから六分五厘というものは、担保の条件さえ提供すれば、六分五厘以上一切金利はつかない、負担はかかるないといふことが確約できますか、こう言つておる。

の点はその通りでございまして、医療公庫は、たとえば医療公庫が六分五厘で貸すものにつきまして、窓口から出る金利がそれ以上になるということはあり得ないのでございまして、担保あるいは保証金をとるとかいう点におきまして、たとえば保証料がつくとか、そういうような面での、金利以外で別に要る面が多少付加するという点は、あるいは場合によりましては、あるといたしましては六分五厘であるし、従つて代理店である窓口から出る貸し出し金利は当然六分五厘、それが実質的に高くなるということは、主務官庁としても絶対にさせないようにいたしたいと思います。

○藤田藤太郎君 そこがあいまいなんですよ。私の言つておるのは、そこがあいまいなんです。中小企業金融公庫の金でも九分三厘で、中小企業金融公庫の金は、そんなものは利子を付加しませんよ。それだって六分五厘の利子で、公庫の貸し出しに対し、これに利子を一分とか三分とか付加するよりも利子を一分とか三分とか付加するといふことは絶対に法律の建前上できませんよ。中小企業金融公庫と同じだけれども、百万円、中小企業金融公庫の金を借りれば、市中銀行がその中の三分の一なら三分の一は定期にそのまま差引きで、保証金に積み立てさせます。とつておいて、あと三年間の三分の一で金利をまぜて積み立てさせます。それで、担保条件をとつていくということで、中小企業金融公庫の金の貸借関係は九分三厘なら九分三厘で変わらない。これも六分五厘ということでは変わらないけれど

も、そういうものを市中銀行がとつたら、今度借りる方はどうなるか。三万円一百万円金が必要から、百万円借りるわけでしょう、それを三十万円、三十三万円、三分の一ほんと置かれたら、その三十万円の金をどこかで借入してこなければどうにもならんわけだ。その積もりする金は、ここは六分五厘だけれども、市中で、やみで金を融すれば一割二分、二割五分で金を借りてきて穴埋めしなければならぬ。証書は、百万円借りておって、三千万円穴埋めしなければならぬというようなどが行なわれている。だから、そういうものは一生生まれてこないと

いう保証ができますか、こう言つておる。そこでなければ、その証書を、医療金融公庫と借りる人との関係は、金利六分五厘、中小企業金融公庫の金を百万円借りたということは、九分三厘なら九分三厘。そういうことは一つも訂正することはできません。法律でさう訂正することはできません。法律でさうとが行なわれてくるということなんですよ。だからこれも、たとえば医師会なら医師会とかどこかが保証をするなら保証をするということなら、市中銀行に委託してやると、そういうこと

が行なわれるかと思います。だからこれも、たとえば代理店の方におきましては、常時代理機関の監査を行なっておりますし、また公庫の方におきましては、金融検査などを通じましては、金利で貸し出すほかに借入者から強制的に預金を出すような形で実質的な金利負担を一まとめにして、何か九分三厘の金利で貸し出します。代理機関を運営するためには、もちろん中にはそういうことをやつておいて、あと三年間の三分の一で金利をまぜて積み立てさせます。それで、担保条件をとつていくということで、中小企業金融公庫の金の貸借関係は九分三厘なら九分三厘で変わらない。これも六分五厘ということでは変わらないけれど

も、そういうものを市中銀行がとつたら、今度借りる方はどうなるか。三万円一百万円金が必要から、百万円借りるわけでしょう、それを三十万円、三十三万円、三分の一ほんと置かれたら、その三十万円の金をどこかで借入してこなければどうにもならんわけだ。その積もりする金は、ここは六分五厘だけれども、市中で、やみで金を融すれば一割二分、二割五分で金を借りてきて穴埋めしなければならぬ。証書は、百万円借りておって、三千万円穴埋めしなければならぬというようなどが行なわれている。だから、そういうものは一生生まれてこないと

いうことです。そういうことをやつていくと、それは、たゞいま想定いたしておりますので、できるだけそういう見地から申しましても、信頼のできる機関を選定いたしたい。そういう御心配の点が絶対にないよう、私どもも御負担が市中銀行にかかる、幾らかでもかかるということになつてきましたが、それが、しかしそれにいたしましても、必

思いますが、私も実際にそういう経験をしたから言つておるのであります。それで銀行局長、中小企業庁長官を呼んで聞いたら、いやその通りです、是正しなければいけません、考えております、ということになつたけれども、私はそういうあいまいであつてはいけない。この中小企業金融公庫の問題は、ここで議論することではないけれども、今度の医療金融公庫は、そういうことのないということを保証されしてくれれば、この問題はここで済むのです。

○説明員(磯江重泰君)　ただいまの答弁で多少あいまいな印象をお与えいたしましたとすれば、その点訂正させていただきたいのですが、私が申し上げました趣旨は、そういうことは絶対にないよう主務官庁としてはいたしますということでござります。

○竹中恒夫君　大蔵省にお伺いいたしましたが、今の委託金融機関、代理店の問題ですが、医療公庫と代理店との契約をかわすときに、今、藤田委員のお述べになりましたようなことが絶対ないよう、契約するときに、初めからあなたの方でよく指導監督されなければいけないと思うが、その点はどうですか。

○政府委員(磯江重泰君)　公庫が代理店と受託契約をいたします場合には、主務大臣の認可を受けることになつておりますので、契約をするかということは、事前に主務官庁の方に、公庫の方から相談がございますのが、従来の例でござります。もちろん金融機関によって個別的に内容も違うわけでございません。受託金融機関としては、すべて同一内

容で契約するわけでござりますから、一番最初にこういう契約内容でするということについて相談があるのが從業者の例でございます。そういう場合におきましては、もちろんただいまのところにつきましても、受託金融機関として公庫の貸付の趣旨に反することのないように、金融面においても十分留意しめるよう主務官庁としても指導して参りたいと思います。

○説明員(磯江重泰君) 代理店の具体的選択等は、やはり公庫の当事者なりあるいは厚生省とよく御相談して参らなければならぬのでござりますが、医療金融公庫の貸付対象とか、あるいは資金量等から見まして、代理金融機関は現在国民金融公庫であるとか、あるいは中小企業金融公庫とかがやつておりますように、非常に多数の窓口を有します上には、なるべく少数にしたらいまして、事務を能率的にやっていきたいと思います。従つて、手数もかかつてうまくいかぬのいやないかというよう考へております。従つては適に借り手の方の不便になるといふ点がございまして、御指摘のように、その間の調整をどうするかということはなかなかむずかしい問題でございます。それから地域的にいろいろ事情の違うような点もございましょう。そこでそういう点もございましょう。ましては、なお各地域についてそれを金融機関の状況あるいは医療金融の実情というようなものを調査検討いたしました上、結論を出したいと考えておるわけでございますが、大ざっぱに申しますと、金融機関の数といたしましては、あまりたくさんの方にならないとしております金融機関はどういう対象としておりません金融機関を認めるかということにつきましては、具体的基準というのまだできておりないのでござりますけれども、代理店の選択の範囲、基準等を大蔵省としてどう考えておられるのですか。

も、まあ金融機関としてもやはり内容はしっかりとしたものでなければいかぬ、それから従来の貸し出しその他のやり方等からいたしましても、信頼のできるところでなければならぬのじゃなかろうか。それから貸し出しの相手は、中小企業であるとか、あるいは医療機関であるとか、そういう従来の実績と申しますか、融資の対象としているところ、融資対象といいますか、そいつた関係からいって、医療金融公庫の受託機関としてふさわしいものを選ぶということも一つの考え方として取り入れる必要があるというようになります。

○竹中恒夫君 もう一点だけ、多少あなたへの質問としては筋違いかもわからりませんがね。そういう特殊機関を監督する立場からして、やはりこういう特殊金融機関というものには一定の単位があると思うのですがね、資本面で。この程度のものは一つの単位としてふさわしいかどうか。特に過去における医療担当者への中金、国民金融公庫の貸し出し状況を見ますと、御承知のように、六十七、八億——七十億に近い金が貸付残になつておるわけなんですがね。三十四年度末には相当もつとふえておると思うのですが、そういう面から考えましても、一つの金融機関単位としてもあまりこれは少額だと思うのです。で、あなたのの方でも監督上、中金と調整して、一、二年後にはこれ一本で医療担当者は融資するといふようなことも考えられておるよう、資料の説明の中にありますか、全くなつてきますと、そういう懸

念を持つわけなんです。大体どの程度の規模でもってやれば私的医療機関の助成ができるかというようなことです。それはあなたには筋違いかもわからぬけれども、そういう意味からいって、特殊医療機関監督の立場からいって、単位があまり小さくないかと、いうことを聞くわけです。どうですか。

○説明員(磯江重義君) ただいま御質問の点は、銀行局として金融機関を見たる建前から申しますのと、財政的な見地から申しますのとで答えが違つてくるかもしないのでござりますが、金融機関として見ます場合には、やはりある程度まとめた量を一つの金融機関として扱うのは、かえつて事務的経費もよけいかかるし、不経済であるということになるわけでござります。その具体的にどの程度の金額ならばそれじや一つの政府機関としてふさわしいかと申されますか、これはやはりいろいろ段階的な問題がございまして、発足当初、それからまた逐次規模もふえていくということになりますので、発足当初においては不十分だというような状況は、これはすでに現在設立されております金融機関につきましても、あつたことでございます。従来の例からいたしますれば、逐年資金量がふえていくというのが例でございますので、医療金融機関につきまして、これは私的医療機関の方の資金需要、どの程度の資金を必要とするかといふことと関連をいたしまして、もちろんこれは私どもの立場ではございませんが、財政的にどの程度の資金をこれに充てることができるかという問題がございますが、三十五年度三十億でスマークをいたしまして、今後逐次私的

医療機関の資金需要なり、公庫設立の目的を充実する二点につき、どうぞ成

○坂本昭君　関連して。どうも今の御長していくことがやはり金融機関としては望ましいと思います。

答弁でははないが不明瞭なので、もちろん医療機関の整備というような点かあるんではないか。ならばお尋ねしませんが、金融機関をどう扱っている側として、一応ある程度の需要というものを見込んでおられないわけでは、こういうものの組織化といふことは困難だろうと思うのですが、どの程度見込んでおられるか。結局その廃則に立つて三十五年度の三十億といふのも出てきたのじやないかと思うので、その辺を金融機関の立場から御説明願いたい。

質問に対しまして、実は銀行局の立場から大へんお答えにくいことござりますが、私の医療機関の関係の資金需要がどの程度あるか、また今後どのように見込みになるかということは、実は銀行局の立場としてはつきりそれを把握することは困難でございまして、私ども方といたしましては、主として厚生省からそのような御要望は承わっておりますところでございまます。それで現に国民金融公庫あるいは中小企業金融公庫等から私の医療機関に対しまして年々貸し出されている金額あるいは既往の分の残高等から見ると、三十五年度三十億というものがなければ私の医療機関を全面的にやっていくというのでは、それは不十分であるというふうな意味におきまして中小企業金融公庫におきましても当分並行的にお手伝いするというふうな態勢を考えておるわ

いたは、これはあなたの方では御承知にならぬことはないのは当然だと思います。しかし、それがわからぬからといって、今度の三十億あるいは今後の医療金融機関としての見通しをお持ちにならんことをすると、これは非常におかしいのですよ。一応日本の医療整備の問題は、これは医務局にまた引き継いで質問をしようと思つておりますが、あなたの方としては当然今までののような資金の能力といいますか、そういう点や、あるいは償還の能力やそういうことから現在、たとえば中小企業金融公庫やあるいは国民金融公庫の実績などはあなたの方としてつかんでおられて、そうしてそのほかにここには医務局から今の中小企業金融公庫と国民金融公庫の両方面があがり出て、六十二億という貸付残高が三十三年度末に残っています。しかし、これは、この調査は医務局が銀行を通じて調べられたのでしょ

からの貸し出しを増加する傾向がござります。政府金融機関は、公庫、このままお話をいたしまして、たると六十六億、三十一年度は十月まで貸し出しをうな状況にあります。両公庫ですが、医関の貸し出しが、中小企業に出しのところ、これはまあ、というわけ

出でてございますが、現在  
金融機関等、国民金融公庫と中小  
両公庫につきましてはただ  
ございましたが、残高とい  
ふれば、昨年の十月末で見ますと三十三  
億円ほどになつております  
におきましては、年々大  
きな伸びを示すのでござ  
りますが、三十一年度  
末ですが二十三億円とい  
う行なつて、こういうよ  
うなつて、この程度のこと  
でこの程度のこととござ  
る全体に対しますする金融機  
関と申しますと、これは一  
部を占めるにすぎない。  
業の場合も同様なのでござ  
りますが、両公庫からの貸し  
出しは、大部分それによつて  
いることはございません。医業に  
かかる金額は、

資本でめんどう見ていくような必要のない働きでも拡充が行なわれていく、そういうような資金は市中金融にたよっているという面もあるかと思いますが、そういう関係から市中金融機関からの貸し出しが相当あるから、公庫としてもそのくらいカバーするくらい措置しなければいけないんだといふとも申せないと思いますが、それらのうち公庫でどの程度借りるような態勢になることが望ましいのであるかといふことでございますが、これは実は私の方も、金融にたよつておる面が、一体どの程度の性質の資金が金融にたよつておるのかという実情につきまして的確な把握ができませんので、その点ちょっと具体的な数字は申し上げにくい実情でござります。

金融公庫の残高六十六億が一部である  
という表現を使はれただれども、もつ  
と大ざっぱに言うと、一部というより  
半分くらいだ、こう言い得るわけなん  
ですね、一心のところ。そうしますと、  
大蔵省に伺いたいのは、この今度の金  
融公庫法の中でも、将来中小企業金融  
公庫の貸付を、医業に対してもやめてい  
く、そうした場合に当然やめた分だけ  
は医療金融公庫の方に振りかわって、  
そちらで資金繰りがされなければなら  
ないと思うのですね。だから、その程  
度のことはこの金融機関としては当然  
おやりになるだろうと思うのですね、  
そのことはいかがですか。

けでございまして、今後それではどの程度にどういうふうにしていくかといふ点につきましては、資金の量の面とそれからもう一つ質の面、これは医療金融公庫の方は一般の中小企業よりも特に低利でお貸しするということござります。低利で貸すためにはやはり政府出資という無利子の資金がどうしても必要になります。その点になりますと、これは財政としてどの程度の負担ができるか、出資の面でこういう限界——限界と申しますかそういう問題がございますので、私どもの立場から、それにつきましてどういうような意図で三十五年度の計画を立てているかとお答えいたしかねるのでござります。

ね、多分、と思いますが、実はまだほかに信用金庫とか、いろいろなところがこれに関係していると思うのです。だから、むしろそういう医業に対する貸付の面では、大蔵省の方が十分に実態をつかんでおられるはずだと私は思うのです。ですから、そういう面からまた、特にそれに対する償還能力や、いろんな実態、金融機関の面から見て、大体将来皆保険だとか何とかいうことは別個に、医業に対する金融は、私的医療機関に対してもこの程度いき得るのではないか、そういう金融技術上の考え方というのが当然できておりおられるのではないかと思う、そういう点の御説明をいただきたい。

つきましてはやはり同様で、具体的な数字は的確にしておりませんが、国民公庫合わせまして六十六億円出しは、やはり医業全体に機関の貸し出しのうちの貸してございますが、このうちきないのが実情でございまそういうものを全部それじやつしていく必要があるのじというようなお話をもなるのですでございますが、やはりする貸し出しと申しまして公庫設立の趣旨に沿うてのほかにも、まあ純粹に一ベルから貸しているようなございます。たとえば厚生省

じやないかと思ひます。ただ、具体的に、それぢや今まで中小公庫が貸し出しておるそのうち、やはり医療公庫としているものができると申しますが、それに振りかわる。今まで無理して中小公庫の方から貸しておったけれども、今度は医療公庫から借りるべき性質のものであると申せないのでございますが、考え方といたしましては、中小公庫なり国民公庫が医業に対する貸し出しを全く停止するという事にかりになりましては、三十五年度三十億ということではない、もう少し資金を必要とするということは言えるかと思います。

○坂本昭君 そうすると、並行してやる期間ですね、大体どれくらい並行してやつて、そうしてどういう点を、何といいますか、目標として中小公庫をやめるか、その並行する期間と、それからどういう場合に、どういう条件のもとに一方をやめて医療金融公庫に全部振りかえるか、その二つのことを説明して下さい。

○説明員(磯江重義君) 中小公庫なり国民公庫の方でやめるということは、将来の方針といたしまして、医療金融公庫の資金なりあるいは業務休制といふものが確立、充実されていくに伴つて考えられる方向でございますので、具体的にいつそういう、そつちをやめて全部こっちに振りかえるか、あるいはどういう状況になつたらそうするかということにつきましては、ただいまのところはつきりした目標を持つ

おるわけではございません。三十二年度は、半廢いすれにいたしましても並行的やつて參りまして、その上で、もはや医療公庫の方に全面的にまかした方が適當である。あるいは三十六年度以降の問題といたしまして、資金量等も医療公庫の方に、その目的を達するにさわしい資金が確保できるという事になりますれば、どちらか一本でやつていうような方向を将来考えていくこととござりますので、今のところ具体的な時期等についての目標を持っておりません。

問題があるわけでございまして、これは直接医療公庫の採算等に關係してくる問題でございますから、そういう面につきまして、たとえば資金量がふえても人員なり経費予算がふえないということでは、事務を円滑に処理するわけにいかないわけでございますので、そういう点、結局、どちらにいたしましても、予算面についての見通しという問題になりますので、銀行局といたしまして、ただいまそれについてどうするのだとということをお尋ねになられましても、ちょっとお答えいたしかねる立場にありますのでござります。

書に出てくると思います。これらのことを含めて業務方法書については、今どの程度まで進捗しておられますか。  
○説明員(磯江重泰君) 業務方法書に記載されます融資につきましての具体的な条件、あるいは具体的な事業計画、これは業務方法書ではございませんが、具体的な事業計画につきましては、具体的には、医療公庫が設立されまして、公庫当事者が作って主務大臣の認可を受ける、こういう段階になるわけでございますが、もちろん、それまでの間におきまして、公庫設立後は、その責任当事者となられる方と両主務官庁との間で、事前に相当の協議と進めていくというような段階にこな

夫君 ちょっとと関連で一つ  
ることを厚生省、大蔵省においては、当委員会で十分  
するという態度で進みたいと  
て、それが十分でき上がった  
われわれも安心して業務方  
計画をかなり追及してきたの  
だその点で十分われわれも理  
いない。従つて、これはまた  
に、事業計画がどうあるべき  
について、は、當委員会で十分  
て、それが十分でき上がった  
われわれも安心して業務方

金のための資本をもつておられる、それ何がな  
どもと医療金融公庫というものは、厚生大臣が一生懸命最後までがんばってやつたから、何か一つの理想と強い気魄を持ってやっておったかと思つていいところが、いろいろ聞くほど、何やらたよりないですね。金融関係の側からいっても何かたよりないし、厚生省の方を聞いてみてもたよりない。まあこれはあとで厚生大臣も呼んでいろいろと議論しますから、あとでもう一点、こういう点を伺つておきたいと思います。それは、今のように両方の金融機関をやっていきながらいろいろ見られる中で、たとえば厚生省は僻地などについては利子も六分五厘の基準を下げてやっていきたい、そういうふうよろないろいろのことを考へているようであります。これは資金の効率を考えてのことだとと思うのですが、そうした場合に、金融機関の監督の――あなたの方としては利子のそういう違いですね、それといろいろな医療機関を整備する場合の条件、これは当然業務方法で

答弁の中に、将来一本にするが、この附則二十六条による金融公庫だけにして、国民公庫といふは出ていない。国民公庫といふ少額ですし、非常にまたこれ借りられる方法なので、医療としては別途に利用したいといふ少額ですが附則で、中小企業金融公庫法の一部借りられますけれども、あなたが國民公庫の方も整理すると思つたが、それはどうなんですか。

中小金融公庫につきましては、医療に関する規定が一項目でございますので、それは将来の方向を考えた上で、この際、一応整理していこうというございますが、実際上の運営についてございましては、両公庫とも、それをいかなる時期にどうするかという点につきましては、先ほどの答弁で私が申し上げましたように、今のところ、はつきりした具体的な見通しを立てておるわけではございませんで、ただ、将来の方向としてはそういうような方向で考えていきたい。従つて、ただいまの御指摘の国民金融公庫につきましても、あるいは国民金融公庫だけはいつまでも並行的にやつていくのか、あるいは一年と限らず二年、三年と並行してやつていて、その先はこつち一本にしておるのかというような、いろいろな考え方があるかと思います。それらの点につきましては、まだ当面の問題としではございませんで、将来の方向としては具体的に結論を出しておりませんので、三十六年度以降、医療金融公庫をどういうふうに持つていくかという方向と関連してその結論を出したいたいとお思ひます。

○委員長(加藤武徳君) それでは、医療金融公庫法案に対する本日の質疑は、この程度にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(加藤武徳君) それでは次に、精神薄弱者福祉法案を議題といたします。

質疑の方は御発言を願います。

厚生省からは、ただいま内藤政務次官、高田社会局長並びに社会局山田更生課長たちが出席をいたしております。

○坂本昭君 一番最初に、厚生大臣のかわりとして次官にお伺いをしたいのですが、この法律の目的が、私は若干あいまいではないかという印象を受けました。それは一番最初の第一のところには、「精神薄弱者に対し、その更生を援助するとともに必要な保護」

といふように書いてあります。つまり「更生を援助するとともに必要な保護」ところが、こういう法律の中でお一番大事なのは、実施機関である未梢の一番の手の先なんですね。法律ができるまでも、保護してただそのままじゃなく、それでも、その点一つ、内藤次官の明確な御方針を伺っておきたい。

○政府委員(内藤隆君) 御承知のよう

に、精神薄弱者の知能指数と申しますか、それによっていろいろ違つて参りますので、法の目的としてはたゞいま仰せになりました更生と、またはその知能指数が非常に低い方ですね、低

い方の保護をしなければならぬという面もありますので、その両方を目的としておるのであります。

○坂本昭君 そうするとあれですか、精神薄弱者の中では知能指数の低い方は保護、高い方は更生というふうに区分してお考えになつておられる。そういうことなんですか。

○政府委員(内藤隆君) これはその保護をしながら職業指導とかあるいはその他のことによつて更生をはかるという考え方であるのであります。

○坂本昭君 保護をしながら更生をはかる。それはもう非常にけつこうです

が、やはりこの場合、私は保護に一番

は相当苦労しておられるだろうと思

う。それから同時にわれわれとして

は、精神薄弱者を更生援助するのに重

点を置くのか、保護に重点を置くの

か、やはりこの点は将来いろいろな点

については保護するとともに、その更生

が必要な指導、訓練といふうことになつ

ている。これは私、法案を作られた方

の最初に、保護が先になつて、更生援

護の方があとに実はなつて、それからまた具体的に精神薄弱者の援護施

設、この援護施設が、これがまた具体

的な器になりますが、この援護施設

については保護するとともに、その更生

をはかる。それはもう非常にけつこうです

が、やはりこの場合、私は保護に一番

は更生だといふならば、その明確な線

を実は出していただきたい。

○政府委員(内藤隆君) 知能指数等につきましては、多少専門的になるの

で、私はその専門知識を持っていないので大へん遺憾に思います。私の法

案提出した当時の考え方から申しますれば、保護をして、その保護されてお

る者の中に更生のできないような者もおるようあります。そういう者に対する保護を原則として進んでいく。しかし、ある程度まで知能指数その他科学的な精神病とか心理学とかの科学的な方法をとれば、精神薄弱者福祉司がうるうるして、保護するのだから、更生を援助するのだ

か、だいぶうろうろしてござるを得ないと思う。この点、法律の目的が、保護して社会から離しておくのか、あるいは更生させるという点に重点を置くのか、その点一つ、内藤次官の明確な御方針を伺つておきたい。

○政府委員(内藤隆君) 御承知のよう

に、精神薄弱者の知能指数と申しますか、それによっていろいろ違つて参りますので、法の目的としてはたゞいま仰せになりました更生と、またはそ

の一番の手の先なんですね。法律がで

きても一番先で働く人たちが市町村に

おいて十分効果的に動かないと

いふことは精神薄弱者福祉司、これが非常

な役割りを私はすべき任務を持つてい

ると思う。とにかく精神薄弱者がお

る。それなら施設へ持つていて保護

しておけばいい。それだけが福祉司の

仕事になるか、それともそれだけじゃ

ならないいろいろな受け入れるところの

職親制度もありますね、そういうこと

については積極的にやらなくちゃいけ

ぬ。そうなると、職業安定所との緊密な連絡も必要になつてくる。だから、こ

れだけでは私はもし市町村の福祉司に

なつた場合、これはどっちが自分の最

高の目標かということをいさかめた

らわざるを得ないので。もし今次官

の言われる通り知能指数—IQ幾

でここから下は保護だ、ここから上

は更生だといふならば、その明確な線

を実は出していただきたい。

○政府委員(内藤隆君) 知能指数等に

おかれれば、保護をしながら更生をは

かる。それはもう非常にけつこうです

が、やはりこの場合、私は保護に一番

は精神薄弱者を更生援助するのに重

点を置くのか、保護に重点を置くの

か、これはあととのいろいろな取り扱いの中で、またあとで具体的に私申

し上げていきたいと思うのですが、実

際は私はこの法案、とにかく今までな

いふことは精神薄弱者をいつもとにかく保護して

いったことを取り上げたので非常に

けつこうだと思って、それで少し熟読

しておられるから、それだから申しますけれども、保護をして、その保護されてお

る者の中に更生のできないような者もおるようあります。そういう者に対する保護を原則として進んでいく。しかし、ある程度まで知能指数その他科学的な精神病とか心理学とかの科学的な方法をとれば、精神薄弱者福祉司がうるうるして、保護するのだから、更生を援助するのだ

か、だいぶうろうろしてござるを得ないと思う。この点、法律の目的が、保護して社会から離しておくのか、あるいは更生させるという点に重点を置くのか、その点一つ、内藤次官の明確な御方針を伺つておきたい。

○政府委員(内藤隆君) 御承知のよう

に、精神薄弱者の知能指数と申しますか、それによっていろいろ違つて参りますので、法の目的としてはたゞいま仰せになりました更生と、またはそ

の一番の手の先なんですね。法律がで

きても一番先で働く人たちが市町村に

おいて十分効果的に動かないと

いふことは精神薄弱者福祉司、これが非常

な役割りを私はすべき任務を持つてい

ると思う。とにかく精神薄弱者がお

る。それなら施設へ持つていて保護

しておけばいい。それだけが福祉司の

仕事になるか、それともそれだけじゃ

ならないいろいろな受け入れるところの

職親制度もありますね、そういうこと

については積極的にやらなくちゃいけ

ぬ。そうなると、職業安定所との緊密な連絡も必要になつてくる。だから、こ

れだけでは私はもし市町村の福祉司に

なつた場合、これはどっちが自分の最

高の目標かということをいさかめた

らわざるを得ないので。もし今次官

の言われる通り知能指数—IQ幾

でここから下は保護だ、ここから上

は更生だといふならば、その明確な線

を実は出していただきたい。

○政府委員(内藤隆君) 知能指数等に

おかれれば、保護をしながら更生をは

かる。それはもう非常にけつこうです

が、やはりこの場合、私は保護に一番

は精神薄弱者を更生援助するのに重

点を置くのか、保護に重点を置くの

か、これはあととのいろいろな取り扱いの中で、またあとで具体的に私申

し上げていきたいと思うのですが、実

際は私はこの法案、とにかく今までな

いふことは精神薄弱者をいつもとにかく保護して

いたことを取り上げたので非常に

けつこうだと思って、それで少し熟読

しておられるから、それだから申しますけれども、保護をして、その保護されてお

る者の中に更生のできないような者もおるようあります。そういう者に対する保護を原則として進んでいく。しかし、ある程度まで知能指数その他科学的な精神病とか心理学とかの科学的な方法をとれば、精神薄弱者福祉司がうるうるして、保護するのだから、更生を援助するのだ

か、だいぶうろうろしてござるを得ないと思う。この点、法律の目的が、保護して社会から離しておくのか、あるいは更生させるという点に重点を置くのか、その点一つ、内藤次官の明確な御方針を伺つておきたい。

○政府委員(内藤隆君) 御承知のよう

に、精神薄弱者の知能指数と申しますか、それによっていろいろ違つて参りますので、法の目的としてはたゞいま仰せになりました更生と、またはそ

の一番の手の先なんですね。法律がで

きても一番先で働く人たちが市町村に

おいて十分効果的に動かないと

いふことは精神薄弱者福祉司、これが非常

な役割りを私はすべき任務を持つてい

ると思う。とにかく精神薄弱者がお

る。それなら施設へ持つていて保護

しておけばいい。それだけが福祉司の

仕事になるか、それともそれだけじゃ

ならないいろいろな受け入れるところの

職親制度もありますね、そういうこと

については積極的にやらなくちゃいけ

ぬ。そうなると、職業安定所との緊密な連絡も必要になつてくる。だから、こ

れだけでは私はもし市町村の福祉司に

なつた場合、これはどっちが自分の最

高の目標かということをいさかめた

らわざるを得ないので。もし今次官

の言われる通り知能指数—IQ幾

でここから下は保護だ、ここから上

は更生だといふならば、その明確な線

を実は出していただきたい。

○政府委員(内藤隆君) 知能指数等に

おかれれば、保護をしながら更生をは

かる。それはもう非常にけつこうです

が、やはりこの場合、私は保護に一番

は精神薄弱者を更生援助するのに重

点を置くのか、保護に重点を置くの

か、これはあととのいろいろな取り扱いの中で、またあとで具体的に私申

し上げたいと思うのですが、実

際は私はこの法案、とにかく今までな

いふことは精神薄弱者をいつもとにかく保護して

いたことを取り上げたので非常に

けつこうだと思って、それで少し熟読

しておられるから、それだから申しますけれども、保護をして、その保護されてお

る者の中に更生のできないような者もおるようあります。そういう者に対する保護を原則として進んでいく。しかし、ある程度まで知能指数その他科学的な精神病とか心理学とかの科学的な方法をとれば、精神薄弱者福祉司がうるうるして、保護するのだから、更生を援助するのだ

か、だいぶうろうろしてござるを得ないと思う。この点、法律の目的が、保護して社会から離しておくのか、あるいは更生させるという点に重点を置くのか、その点一つ、内藤次官の明確な御方針を伺つておきたい。

○政府委員(内藤隆君) 御承知のよう

に、精神薄弱者の知能指数と申しますか、それによっていろいろ違つて参りますので、法の目的としてはたゞいま仰せになりました更生と、またはそ

の一番の手の先なんですね。法律がで

きても一番先で働く人たちが市町村に

おいて十分効果的に動かないと

いふことは精神薄弱者福祉司、これが非常

な役割りを私はすべき任務を持つてい

ると思う。とにかく精神薄弱者がお

る。それなら施設へ持つていて保護

しておけばいい。それだけが福祉司の

仕事になるか、それともそれだけじゃ

ならないいろいろな受け入れるところの

職親制度もありますね、そういうこと

については積極的にやらなくちゃいけ

ぬ。そうなると、職業安定所との緊密な連絡も必要になつてくる。だから、こ

れだけでは私はもし市町村の福祉司に

なつた場合、これはどっちが自分の最

高の目標かということをいさかめた

らわざるを得ないので。もし今次官

の言われる通り知能指数—IQ幾

でここから下は保護だ、ここから上

は更生だといふならば、その明確な線

を実は出していただきたい。

○政府委員(内藤隆君) 知能指数等に

おかれれば、保護をしながら更生をは

かる。それはもう非常にけつこうです

が、やはりこの場合、私は保護に一番

は精神薄弱者を更生援助するのに重

点を置くのか、保護に重点を置くの

か、これはあととのいろいろな取り扱いの中で、またあとで具体的に私申

し上げたいと思うのですが、実

際は私はこの法案、とにかく今までな

いふことは精神薄弱者をいつもとにかく保護して

いたことを取り上げたので非常に

けつこうだと思って、それで少し熟読

しておられるから、それだから申しますけれども、保護をして、その保護されてお

る者の中に更生のできないような者もおるようあります。そういう者に対する保護を原則として進んでいく。しかし、ある程度まで知能指数その他科学的な精神病とか心理学とかの科学的な方法をとれば、精神薄弱者福祉司がうるうるして、保護するのだから、更生を援助するのだ

か、だいぶうろうろしてござるを得ないと思う。この点、法律の目的が、保護して社会から離しておくのか、あるいは更生させるという点に重点を置くのか、その点一つ、内藤次官の明確な御方針を伺つておきたい。

○政府委員(内藤隆君) 御承知のよう

に、精神薄弱者の知能指数と申しますか、それによっていろいろ違つて参りますので、法の目的としてはたゞいま仰せになりました更生と、またはそ

の一番の手の先なんですね。法律がで

きても一番先で働く人たちが市町村に

おいて十分効果的に動かないと

いふことは精神薄弱者福祉司、これが非常

な役割りを私はすべき任務を持つてい

ると思う。とにかく精神薄弱者がお

る。それなら施設へ持つていて保護

しておけばいい。それだけが福祉司の

仕事になるか、それともそれだけじゃ

ならないいろいろな受け入れるところの

職親制度もありますね、そういうこと

については積極的にやらなくちゃいけ

ぬ。そうなると、職業安定所との緊密な連絡も必要になつてくる。だから、こ

れだけでは私はもし市町村の福祉司に

なつた場合、これはどっちが自分の最

高の目標かということをいさかめた

らわざるを得ないので。もし今次官

の言われる通り知能指数—IQ幾

でここから下は保護だ、ここから上

は更生だといふならば、その明確な線

を実は出して

で踏み切って保護、それからそれ以上のは更生という考えは実は根本的には間違っていると思う。いつも更生させる、そうしてばかりかなに、非常な失礼なことを申し上げますが、ばかりばかりに、あはうはあはうなりにその人の持った天分を伸ばしていく、そういうふうな私は取り扱いをこの法律の最初から目がけていく、そうしますといろいろな点で、この中で国の責任でいろいろな問題、雇用の問題などが将来私は解決されてくる、そう信じるので、その点でもう一ぺんくどいようですが、法律の基本的な内容として保護だけ甘んずるのか。究極の目的は更生ということにあるが、途中の段階において、やむを得ないものは保護の期間が長くなる人もある。場合によれば一生の人もあるかもしれません。しかし、目的は精神薄弱者を通じて福祉を与える、そういう点を一つ明らかにしていただきたい。

○政府委員(内藤隆君) ただいま坂本さんのおっしゃる通りであります。要するに、現在の精神薄弱者の実態から見ますと、要するに保護をしなければならない者もたくさんおるという事実は、これは否定できない。そこで、そういう人々を収容なり指導する施設を作りまして、そうして、そこで今おっしゃつたような最終目的は、やはり更生をして、そうして社会に送り出したい、こういうふうに福祉を与えていきたい。こういうところにあることは間違ひありません。おっしゃる通りであります。

○坂本昭君 その点はつきりしていた

何といいますか、熱の入れ方も違つてあります。また、さらに今の点がはつきりしてきますというと、国の責任の問題も私は明らかになつてくると思うんです。実は、この法律の中の責任の問題も私は明らかになつて、費用についての国の負担の点がいろいろと書いてありますが、少し私がこの点、二十六条ですかにいろいろ書いてあります。国がどういうふうに負担をするか。この問題について局長から少し内容を説明していただきたいと思います。国がこの法律の中でいかなる点を負担していくかということについて。

○政府委員(高田正巳君) この法律の条文に従つて御説明をいたすこと可能でございますが、非常に繁雑になりますので、事柄として、分けておりますので、事柄として、分けて御説明をした方がいいかと思います。

○政府委員(高田正巳君) この法律の条文によつて御説明をいたすとともに可能でございますが、非常に繁雑になりますので、事柄として、分けておりますので、事柄として、分けて御説明をした方がいいかと思います。

○坂本昭君 だいぶ整理していただきたいんですが、その委託を委託する人への設置する施設に保護を委託いたしました場合に、その委託に要する費用、この根拠条文は十六条の二項でございますが、その保護の委託に要する費用につきましては、その委託をいたしましたが、現在の精神薄弱者の実態から見ますと、要するに保護をしなければならない者もたくさんおるという事実は、これはどういうことですか。

○政府委員(高田正巳君) これは「国は、前条の規定により都道府県が負担した費用の三分の二を負担する。」

○政府委員(高田正巳君) これは、「国は、前条の規定により」と申しますので、「前条の規定」は、一枚めくつたしましておる限りの規定でありますと、二十五条に、「都道府県は、第二十二条第三号の規定により市町村が支弁した費用については、政令の定めるところにより、その四分の三を負担する。」これは二十二条の三号の規定でありますと、市町村が施設を設置した場合に、市町村がまず払います。それに対して都道府県が御負担の二十五条によりまして四分の三を負担するわけでございます。そういたしまして、地元の市町村の負担は四分の一

であります。そこで、國が十分の八でござります。それから、今度精神薄弱者の保護の費用と同じように、都道府県が十分の二で、國が十分の八でござります。それから、今度精神薄弱者の保護の費用と同じように、都道府県が十分の二で、國が十分の八でござります。

施設の関係になつて参りますが、保護施設の設置に要する費用につきましては、いわゆる臨時費でございます。この臨時費につきましては、都道府県が作りました場合には、都道府県が二分の一と、それから國が二分の一でござります。それから市町村が作りました場合は、市町村が四分の一と、都道府県が四分の一と、國が二分の一と、それから、今の保護施設の設置に要する費用、いわゆる臨時費でございますが、その中の運営に要する費用でござりますから、結果としては、先ほど私が申し上げましたように、負担いたしておられますもの三分の三を負担いたしております。それで、今は、その中の運営に要する費用でござりますが、その運営に要する費用は、設置者が十分の二、それから國が十分の八、こういうことに相なるわけでござります。いろいろ運営をしていくわけでござりますが、その運営に要する費用は、設置者が十分の二、それから國が十分の八、こういうことになりますが、國が財政的な援助をいたしまする事柄の負担区分でござります。

○坂本昭君 非常にごたごたしておつたんですが、今二十六条の二項の、國が負担をいたしますのは、条文の順序によつて参りますと、社会福祉法によつて、大体以上が國が財政的な援助をいたしまする事柄の負担区分でござります。

○坂本昭君 だいぶ整理していただきたいんですが、その委託を委託する人への設置する施設に保護を委託いたしました場合に、その委託に要する費用、この根拠条文は十六条の二項でございますが、その保護の委託に要する費用につきましては、その委託をいたしましたが、現在の精神薄弱者の実態から見ますと、要するに保護をしなければならない者もたくさんおるという事実は、これはどういうことですか。

○政府委員(高田正巳君) 坂本先生の御質問は、おそらく将来にわたつてのいろいろな計画であるとかと思いまして、その一部として三十五年度はこうなります。一方で、これまでのところは、このまま立派に運営をしておられるか、御説明いただきたい。

○政府委員(高田正巳君) 坂本先生の御質問は、おそらく将来にわたつてのいろいろな計画であるとかと思いまして、その一部として三十五年度はこうなります。一方で、これまでのところは、このまま立派に運営をしておられるか、御説明いただきたい。

八才以上の者につきましては、これは全く今日までできておらない。全然ないとは申しませんけれども、ほとんど見るべきものがない。やっと三十四年度から手をつけて、三ヵ所できるようになつた。こういうふうな状態でござりますので、従つて、とにかくいろいろ細部の取り扱い等の点については、今度できまする審議会で専門家の御意見を十分に拝聴して、いろいろと検討していくにいたしましても、この際、施設を例にとって申しますれば、とにかく、このままの施設じゃいけないので、どんどんふやしていかなければならぬ。また、公けの施設を持つても限度がありますので、民間の施設があれば、これを収容委託というようなことで、お金を差し上げて、この施設の力を貸していかなければならない。それについてどういうふうな財政援助をしていくかということなどを、法律として、まず骨格のレールだけでも確な実態の把握なりというようなことを並び行ないまして、御指摘になりまして、これをもとに、さらにいろいろな専門家の御意見なり、あるいはより正確な実態の把握なりというようなことを、早急に法律を御制定を願いまして、これをもとに、さらにいろいろな専門的な将来的計画といふようなものも、だんだんに作って参りたい、かようなつもりでおくわけでございます。直ちにお示しをできませんことは、はなはだ申しわけないのでござりますが、大体以上のような状況でござります。

い。従つて、今後いろいろな研究をして、検討をして、そうしてこの三百万といふ額の問題を解決していくかなければならぬ。私はそうなければよいよ困らぬとしての責任も非常に重大であるので、先ほど説明いたしましたが、国がいろいろな費用の面で負担していくまでは、こういうふうに抜っていくと保護ができる、さらに更生ができるという点ははなはだ私は遺憾だと思います。これがこの法案の中では、どうも最初はたしかあつたと聞いておりますが、途中で消えてしまつたらしい。この点ははなはだ私は遺憾だと思います。これについては次官に、なぜ国が率先して責任のある國立の施設を作つたら予算の問題で困るというならば、そうして各都道府県にこういうふうにやれという態度を示さなかつたのか、今回の法律案は、まあ國立を入れて、三十六年度からは予算を取るということで、國がこれをやはりみずからやる、そういう一項目も入れるべきではなかつたか。なぜ抜いたか、その点の理由を一つ御説明いただきたい。

○政府委員(高田正巳君) 事務的な御指摘のように、國立の施設を持つことについては望ましいことでござります。従いまして、私どもその意図を十分に持っているわけでございます。ただ、何分にも國立の施設を一つ作ることには、政府としましては相当大きな問題でございまして、はなはだ遺憾

ながら来年度では予算ももちろんございませんし、法律案にもさようなことを入れますすると、これは法律で制約を國が受けることになりますので、私どもといたしましては、将来の問題としてこれは十分検討いたしまして、将来はせひとも國立の施設を持って参りたい、かように考えておるわけでござります。ただその際に、これは細部の点になりますが、今日御存じのように、秩父学園という児童福祉保護施設がございます。全然別個に新しいものを作らう一つ建てるか、あるいは秩父学園というようなものを拡充強化することによって、これを子供からおとなまで一貫をした國立の施設にいたすか、その辺のところは、これはやはり技術的な問題として十分検討してみたい。しかし、いずれにしろ、いかなる形にしろ、将来は國立の施設を持って參りたい、かような意欲を私どもは持つておるわけでございます。もちろん、児童局のものでございまして、これを拡充することによって、おとなの方の国立の施設としての役割りも演することに持っていくか、あるいは別個に建てるかというふうな問題は、これは十分今後検討をして参りたい。私どもはいすれの格好にしろ、とにかく國立の施設を持っていきたいという意欲を持っているわけでございます。

○坂本昭君 今、局長は秩父文学園の実例をあげられたけれども、秩父文學園の現状は十八才まで、なるほどあの中では十八才まで保護してやっているうちに、十九になり、二十になり、場合によれば二十一になった場合に、なお保護を要する場合には置いてもよろしいというふうな規則になつてるので、特に成人を取扱する施設ではない。また現実は、今百人ほど入つております、入園待機者が五百人くらいおる、とうていおとなが、少なくとも十八才以上の人は一人も入ることができない実情なんですね。これは局長、児童局の所管なんですねけれども、私は非常な関心を持つてゐるものだから、きのうも実績を聞きました。現在たしか九十八名、そうして今入っている人は十八才までです。おとなは入つていません。また、入れないというのが実情なんですね。ですから、秩父学園をたよりにして、あれにくつけるとかいうような考えでは、非常に消極的なんです。私は、この問題は、実は一般にも非常な関心を喚起している問題であつて、せどりで、ひ園がモデル的にどう扱はうかということを示すこと、そうしてこういう人たちにも保護と更生の道があるということを示す義務があると思う。そういう点で、今のような消極的なことではなくなかなかわれわれとして不満足であるということを申し上げておきます。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。本日はこれにて散会いたします。

午後三時十二分散会

条第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百九十九号）、其企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）、市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）、労働基運法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第二百号）若しくは日本学校安全会法（昭和三十四年法律第二百九十八号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行なわれたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付を受け、又は受けることができたときは、当該

より一部負担金に相当する額とができる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。  
2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。  
3 都道府県知事は、被爆者一般疾患医療機関に前条第三項の規定による支払いを受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。  
4 第九条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第十四条の四 厚生大臣は、第十四条の二第三項の規定による支払いをなすべき額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金に定める審査委員会の意見を聞くこととする。  
5 国民健康保険の被保険者である特別被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について国民健康保険法による療養取扱機関である被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、同法の規定により該医療機関に支払うことができる。  
（報告の請求等）  
第十四条の五 第十三条の規定は、第十四条の二第三項の規定による支払いに係る事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

第十四条の八 都道府県知事は、被爆者に対し、政令の定めるところにより、その者が第七条第一項の規定による医療の給付を受けていたときに、その者が第七条第一項の規定による医療の給付を受けていた期間、月額二千円を限度として、医療手当を支給することができる。  
（医療手当）  
第二十条中「都道府県知事が行う事務に要する費用」を「都道府県知事が行う事務に要する費用及び医療手当の支給に要する費用」に、「長崎市の長が行う事務に要する費用」に、「長崎市の長が行なう事務に要する費用及び医療手当の支給に要する費用」に改める。  
第二十四条中「第十四条第三項」の下に「（第十四条の五において準用する場合を含む。）」を加える。

（一般疾病医療費の支給の制限）  
第十四条の六 特別被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかかるときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行なわない。  
（被爆者一般疾病医療機関）  
第十四条の三 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三

項の規定による支払いを受けることができる。  
2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。  
3 都道府県知事は、被爆者一般疾患医療機関に前条第三項の規定による支払いを受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。  
4 第九条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）  
2 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十四年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十二条第三項」の下に「若しくは第十四条の四第一項」を、「医療機関の請求することができる診療報酬の額」の下に「又は被爆者一般疾患医療機関に支払うべき額」を、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項」の下に「若しくは第十四条の四第二項」を、「医療機関に対する診療報酬の下に「又は一般疾病医療費に相当する額」を加える。

（失業保険法の一部改正）  
第一條 失業保険法（昭和二十四年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。  
第二十二条中「失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案」を「失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案」に改めることとする。  
第二十四条中「失業保険法の一部を改正する法律案」を「失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案」に改めることとする。  
第二十五条第二項中「一年」を「一年六箇月」に改める。  
第二十六条中「百分の六十」を「百分の八十」に改める。  
第二十七条中「百分の六十」を「百分の八十五（賃金日額が三百三十円を超える場合には、その超える部分については百分の六十）」に、「三百円」を「七百円」に改める。  
第二十八条第一項中「の百分の八十に相当する額」を削る。  
第二十九条中「一年」を「一年六箇月」に改める。  
第二十条第一項を次のように改める。  
（失業保険金は、第十八条に規定する）



第三十八条の五第一項中「第二

十条の二」を「第二十六条の六」

に、「第二十四条」を「第二十四

条、第二十六条の二」に改める。

第三十八条の八中「三百円」を

「二百二十円」に、「百四十円」を

「百八十円」に改める。

第三十八条の九第五項中「六日」

を「五日」に、「四日」を「三日」

に改め 同条第六項を削る。

第三十八条の二十七第四項中

「第二十七条第三項」を「第二十六

条の二第五項及び第二十七条第三

項」に改める。

第四十七条第一項中「及び第二

十七条」を「、就職支度金の支給

を受け、又はその返還を受ける權

利及び第二十七条」に改める。

(職業安定法の一部改正)

第二条 職業安定法の一部を次のよ

うに改正する。

第十九条の二を第十九条の三と

し、第十九条の次に次の二条を加

える。

(広域職業紹介)

第十九条の二 労働大臣は、多数

の求職者が居住している地域に

ついて、雇用状況から判断し

て、それらの求職者がその地域

においては職業に就くことが困

難であると認める場合には、求

職者が他の地域において職業に

就くことを促進するための職業

紹介に関する計画を作成し、関

係都道府県知事又は公北職業安

定所長に対し、当該計画に基づ

いて広範囲の地域にわたり職業

紹介活動をすることを命ずること

ができる。

附 則

（施行期日）  
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（失業保険法の一部改正に伴う経過措置）

2 改正後の失業保険法第十五条第三項、第十七条、第十七条の四第一項、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項及び第二十条の二第一項の規定は、この法律の施行の日の前日以前一箇年の期間内において失業保険法第十五条第三項の規定により受給資格を得て離職した者（この法律の施行前に失業保険金の支給を受け終わった者を除く。）についても適用する。

3 改正後の失業保険法第二十条の三の規定は、この法律の施行の際、現に、この法律の施行前に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている受給資格者についても適用する。

4 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第三条の規定により労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として職業紹介活動をすることを命じた場合には、改正後の失業保険法第二十条の四の規定の適用については、労働大臣が改正後の職業安定法第十九条の二に規定する職業紹介活動をすることを命じたものとみなす。

昭和三十五年三月二十三日印刷

昭和三十五年三月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局